

会議・打合せ等記録

市長	副市長	部長	次長	課長等	副主幹	係長等	担当

報告日：令和6年10月8日

名称	令和6年度第1回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会		
日時	令和6年10月7日（月） 午後1時55分～2時30分		
場所	鹿沼市リサイクルセンターぶうめらん研修室		
出席者	別紙のとおり		
内容及び 結果等	1 開会(司会：大場課長)		
	2 あいさつ		
	3 協議事項(進行：石川会長)		
	(1) 条例第8条の規定による保全地区の指定について		
	(2) その他		
	洪水浸水想定区域の規制の方向性について		
	4 その他		
	5 閉会		
配布資料	別紙のとおり		
次回予定	未定		
記録者	川田		
鹿沼市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に基づく審議会等の公開状況 (該当する審議会等以外の会議・打合せ等については記入不要)			
公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開	・ 非公開	(公開の場合) 傍聴人数 0人

令和6年度第1回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会会議記録

委員氏名	石川	鈴木	田城	徳田	大森	永嶋	松島
出欠	○	○	○	○	欠	○	○

【事務局】

- 事務局……環境部：関口部長、大場課長、川田係長、和久井主査
都市建設部：阿久津係長

全体進行：《大場課長》

1 開 会 《大場課長》

令和6年度第1回鹿沼市再生可能エネルギー発電設備設置審議会を開会する。

2 あいさつ

石川会長あいさつ

3 協議事項 《石川会長進行》

大場課長：続いて、協議事項に入るが、条例施行規則第28条第2項に、審議会は委員の過半数の出席により審議会が成立するとあるが、本日6名の委員全員が出席しているので、会議が成立していることを報告する。

会議の進行については、施行規則第27条第2項において、「会長は審議会を代表し、会務を総理する。」とある。

石川会長に会議の進行をお願いしたい。

石川会長：それでは協議事項（1）の条例第8条の規定による保全地区の指定について、事務局の説明を求める。

（1）条例第8条の規定による保全地区の指定について

《川田係長が資料により説明。》

宅地造成工事規制区域について説明した。

石川会長：ただいまの事務局の説明について、ご意見やご質問はあるか。

田城副会長：県が宅地造成等工事規制区域として規制が必要だとしている区域について、市はこれまで通りの3地区しか規制しないと判断した理由は。

事務局：再生可能エネルギーの条例で規制するのがこれまでどおり3地区としたい。

盛土法の規制区域は、県で定めた区域となる。

田代副会長：太陽光発電を設置するにあたって、盛土法と市条例のどちらが優先されるのか、事務局：法が優先される。

田代副会長：今回の改正で、太陽光発電設備が設置しやすくなるか、厳しくなるのか。

事務局：特に変わりはないと考える。設置にあたり切土盛土をした申請は無かった。

田代副会長：もう一点だけ。条例を変える場合は審議会の意見を聞かなければならないというが、今回意見が出た場合はどういう扱いをされるのか。

事務局：保全地区の指定については、ご意見を参考に市が決定する。

田代副会長：我々は意見を出せばよいか。

事務局：ご意見をいただきたい。

田代副会長：わかりました。意見させていただきます。

いま鹿沼市は、太陽光発電設備については積極的に対応しているように見受けられる。太陽光パネルにも耐用年数は、大体15年であり太陽光パネルのリサイクルや適切な処分の技術が確立されていない。

もうそろそろ、初期に設置された太陽光パネルが耐用年数を超える時期に入ってくるが鹿沼市はこれらについてはどうしていこうと今時点で考えているか、ちょっと参考に聞きたい。

事務局：鹿沼市だけでなく全国的な話であり、市単独でどうこうと言うよりは。

国の方で、片付けるときの費用について積み立てをなささいよという話になっている。

田代副会長：鹿沼市でも積み立てをさせるのか。

事務局：鹿沼市では行っていない。

田代副会長：その辺をどう考えるんですかという質問なんですけども。

要は国が何か言うのを待ってます、国に従いますというものか。

市独自の考えはないのか。

事務局：今のところ市単独で何かをする考えはございません。

田代副会長：その辺は早めに対応を決めておいた方がよろしいかと思う。

石川会長：他にご意見ございますでしょうか。

永嶋委員：(第8条の)第2項を削除されて、第9号の中に細かい項目を挙げる。

事務局：その通りです。

永嶋委員：であれば、新旧対照表みたいなものを作っていただくとわかりやすい。

事務局：9号の文言に変更は無い。9号の規定により地区を指定した場合には告示する事となる。

永嶋委員：図面は付けるか。

事務局：図面を付けて告示する。

永嶋委員：わかりました。

田代副会長：関係ない話だけど、本日の出席者名簿を後でください。

石川会長：いかがでしょうか。無いようであれば、これまでの意見を反映させていただく、そういう形でよいか。

一同：異議なし

石川会長：それでは、協議1は以上となります。

石川会長：その他、皆様から何かございますでしょうか。

事務局：はい。事務局からお伺いしたいことがございます。

洪水想定推進区域について皆様からご意見を伺いたい。

今回は検討の前段階なので、特に資料は用意していない。

これまでの審議会で、川の近くに太陽光を設置する場合の危険性についてご意見いただき、私どもも承知している。

しかしながら、洪水想定浸区域の規制については鹿沼市の条例に規定がない。

栃木県や県内他市町の条例等にも確認できない。

これまでの災害で、被害が拡大したこともない。

このような状況で規制をした方がいいか。規制をする場合、規制するのは太陽光だけでいいかご意見をいただきたい。

石川会長：ご意見ございますでしょうか。

田代副会長：危険性のリスクを考えたとき、想定されるリスクは、太陽光発電が水につかったときに、水が溜まっている所で発電した電気が漏電する、それによって近くにいた人が感電する、そういうリスクが考えられる。

例えば、発電パネルで発電した電気を一か所の機器に集めてから送電線に送っていると思うが発電設備が冠水するところより高いところに置いていけば、その心配はなくなるわけですね。

一概に太陽光パネルを設置しちゃダメということにはならないと思うが、

そこまで考えるかどうかということだと思う。そこは鹿沼市が判断すること。

田代会長：ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

鈴木委員：私の地域では、水害を受けるとパネルが流される危険がある所に設置されているところもある。

水害で流されると、漏電もそうですけど、流れを堰き止めて危険性を高めるといふことがある。川べりに建てることに対しては熟慮を要すると考えている。

石川会長：他にいかがでしょうか。無ければ私から。

私が思ったのが、水害は半分くらいは事前にわかる。台風が近づいているとか。

今設置されているものに対し、事業主に連絡するとか。例えば案内状をお送るとか。

そういう措置があれば。意見として。

今日いただいた意見は何かしら市に持ち帰っていただいたて、協議1もうそうだが結果はご報告をいただきたい。よろしくをお願いします。

石川会長：他に何かありますかでしょうか。無きようであればこちらの案件も終了させていただきたい。

他に協議案件ございますでしょうか。無ければ進行を事務局にお戻しします。

4 その他

事務局：次回の審議会は12月を予定している。

日にちは改めて調整させていただきますのでよろしくお願いします。